

長万部町障害者活躍推進計画

機関名	長万部町
任命権者	長万部町長
計画期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）
長万部町における障がい者雇用に関する課題	長万部町においては、令和7年6月1日現在において法定雇用率が未達成となったことから、同年に1名の障がいのある方を雇用し、法定雇用者数の雇用を達成したが、令和8年7月からの法定雇用率引き上げに伴い、次年度以降の法定雇用率、法定雇用者数を下回ることから、引き続き雇用の推進を図る。採用した障がいのある職員の定着と働きやすい環境づくりを醸成するため、職場全体での障がいに対する理解の向上を図っていく必要がある。
目標	
① 採用に関する目標	【実雇用率】 （令和7年6月1日時点）1.88% （参考）令和7年12月31日時点の実雇用率：2.46%（法定雇用者数は達成） （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
② 定着に関する目標	障がいのある職員が安心して働き続けることができる職場づくり等を通じて、職場定着を図っていくことが重要であり、不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年の任免状況通報により定着状況を把握・進捗管理。
③ ワーク・エンゲージメントに関する目標	面談やアンケートなどを活用し職場環境等の改善事項を把握し、それらに適切に対応することで、働きがいの向上に努める。
④ キャリア形成に関する目標	【障がい者が担当する職務の拡大】 本人のキャリア形成の可能性を広げるため、意向を踏まえながら担当する職務の難易度や業務量を拡大するよう努める。 （評価方法）人事記録を元に把握・進捗管理。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	○総務課長は、障害者雇用推進者として、障がい者雇用の促進及び継続を図るための雇用管理等諸条件の整備を行う。 ○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員等）を整備するとともに、必要に応じて組織外の関係機関（その他障がい者が利用している支援機関）と連携し、役割分担及び各種相談先を整理した上、関係者間で共有する。

		○役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。
	(2) 人材面	○必要に応じて障害者職業生活相談員を選任し、障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○障がい者が配属されている部署の職員を対象に、必要に応じて年に1回以上の障がいに関する研修の受講案内を行い、参加を募る(過去に同講座を受講したことがない職員に限る。) ○障がい者である職員を職場で受け入れるにあたり、配属先の上司・同僚等に対して、障がいに関する知識や配慮について学ぶための研修やマニュアル・ガイドブック等の情報提供を行う。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出		
		○現に勤務する障がい者や今後採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、必要に応じて、職務整理表や組織内ヒアリング等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。 ○新規採用又は部署異動その他定期的に面談を行い、障がい者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行う。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理		
	(1) 職務環境	○新規に採用した障がい者については定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
	(2) 募集・採用	○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
	(3) 働き方	○時間単位の年次有給休暇や病気休暇、各種特別休暇などの利用を促進する。
	(4) キャリア形成	○採用の時点で、中長期的なキャリア形成に関する本人の希望等を面談により把握する。 ○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。

	(5) その他の人事管理	○定期的な面談の設定及び必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ○障がい者からの要望を踏まえ、障がい特性に配慮した職場介助、通勤への配慮等を行う。 ○中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。 ○本人が希望する場合には、就労パスポートの活用等により、就労支援機関等と障がい特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。
4. その他		
		○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。 ○障害者就労施設等を対象とした調達を実施し、毎年度、これまでの実績に限られることなく、その内容や調達先施設等の拡充を目指す。